（令６．６．４
総３－５）

説 明 資 料

〔地方税における税務手続のデジタル化〕

令和６年６月４日（火）

総　務　省

目　次

１．取組の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２．申告・申請等のデジタル化　・・・・・・・・・・・・・・・７
３．納付のデジタル化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
４．地方税関係通知のデジタル化　・・・・・・・・・・・・・15
５．国税との情報連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

１．取組の概況

地方税における税務手続のデジタル化

○ デジタル技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性の向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）等を活用した全国統一的な地方税務手続のデジタル化を推進。

申告・申請等のデジタル化

○ eLTAXにより、全ての地方団体に対し電子申告等が可能（H17.1 運用開始、H22 全地方団体が接続）

○ 令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子申告等の対象を全ての申告・申請等の手続に拡大し、実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大

○ eLTAX利用率は、年々増加（令和4年度実績：法人住民税・法人事業税 83.4% 等）

納付のデジタル化

○ 令和元年10月より地方税共通納税システムの運用を開始、全ての地方団体に対し電子納付が可能に

○ 令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子納付の対象を全ての税目に拡大

○ 令和5年4月から、地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した電子納付の仕組みを導入

○ 納付に係るeLTAXの利用件数は、eL-QRの導入により大きく増加（令和5年度実績：前年度比約6.7倍）

地方税関係通知のデジタル化

○ 地方団体から納税者等に送付する「地方税関係通知」のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める

※ 個人住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用、納税義務者用）については、既に電子的な送受信が可能。

地方税務手続のデジタル化のあゆみ

	電子申告・申請等	電子納付	通知の電子化	国税との情報連携・その他
平成16年度	**法人住民税・法人事業税、固定資産税（償却資産）の申告開始 [H17.1]** ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ。中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	**全地方団体がeLTAXに接続**			**所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]**
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化開始[H28.1]	法定調書、扶養是正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] JNKS（自動車税納付確認システム）の運用開始[H27.4] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]
令和元年度	**地方税共同機構の設立 [H31.4]**			
2年度	**大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]**	**地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10]** ※対象は主として法人向けの税目		固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1] 法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3]
3年度	個人住民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）の申告・納入手続の電子化 [R3.10]			財務諸表提出の一元化 [R2.4]
4年度	**法制上、全ての申告・申請等の手続へ対象拡大[R4改正]** ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
5年度	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	**地方税統一QRコードを用いた納付開始 [R5.4]** ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大（クレジットカード、スマホ決済アプリ等）	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化開始[R6.1]	
6年度以降	軽油引取税の電子申告[R6.10]、個人住民税の電子申告[R7年末] ※全ての税目の申告手続を令和7年末までに順次、電子化対応			基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

eLTAX（エルタックス）について

○ eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
○ 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
○ 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。

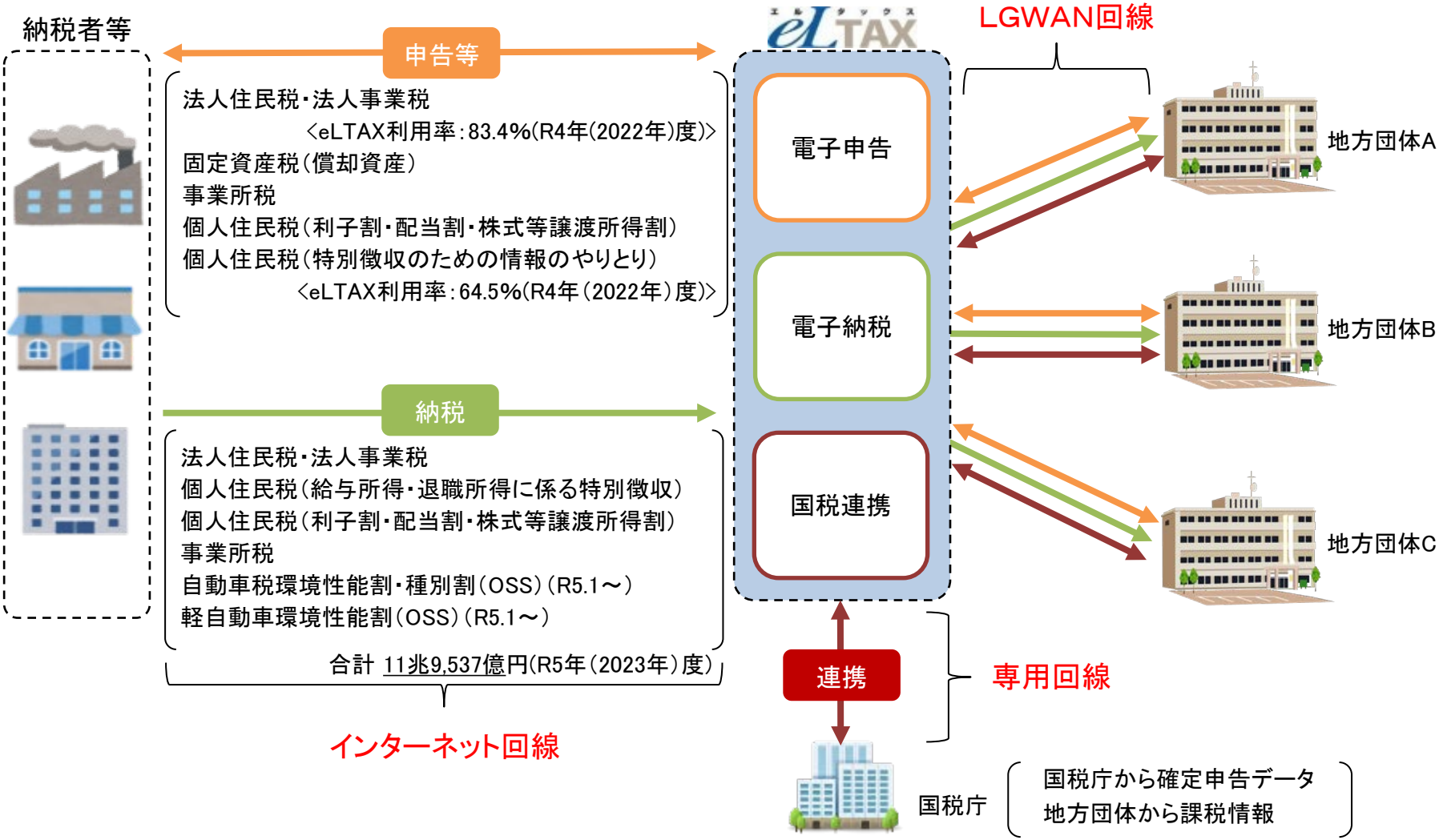

２．申告・申請等のデジタル化

地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

○ eLTAXを通じた電子申告利用率は、年々、上昇している。

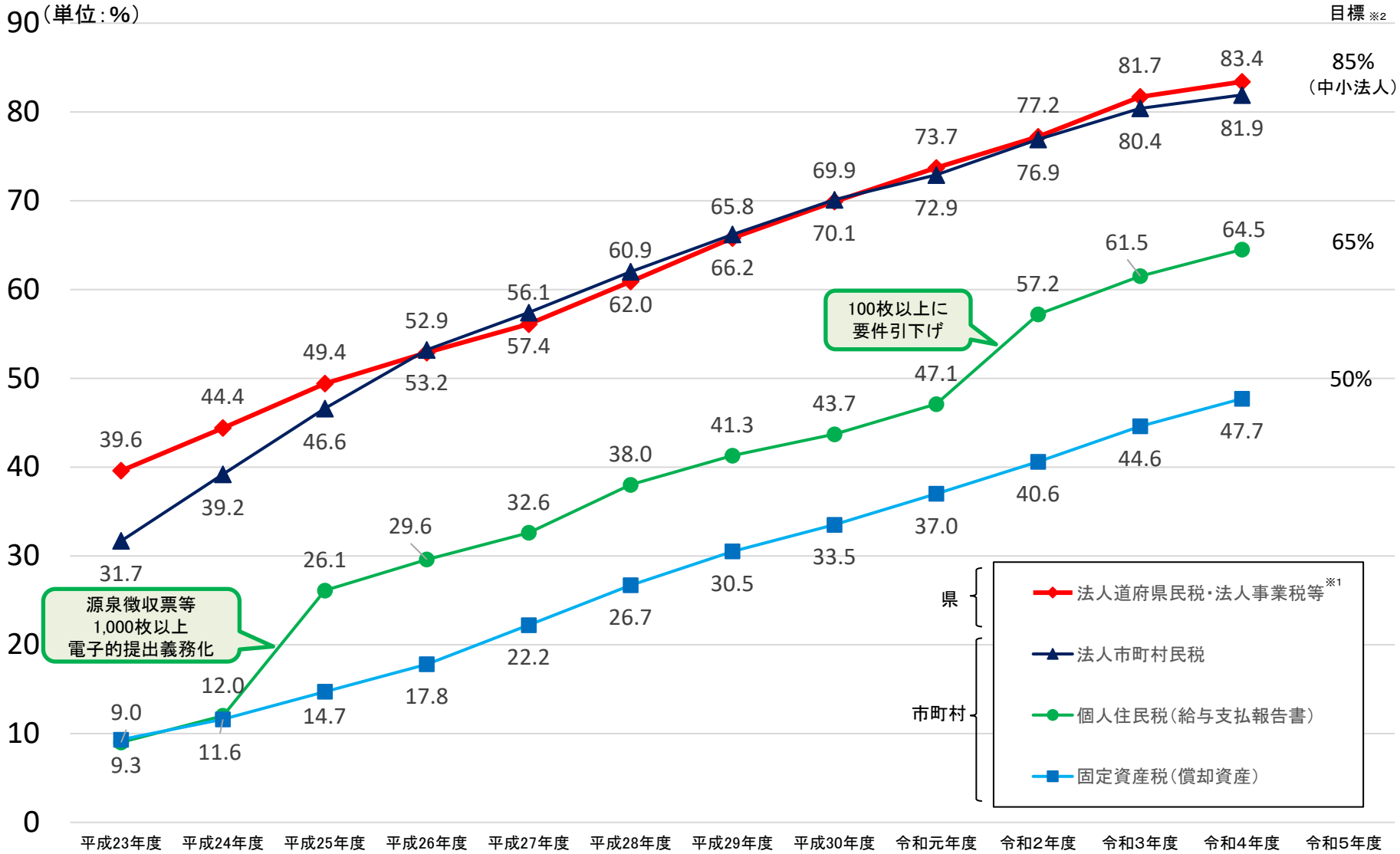

※１　地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。
※２　目標値は「オンライン利用率引上げの基本計画」（総務省、令和３年４月21日・９月30日HP公表）
※　令和９年１月以降、個人住民税における給与支払報告書の電子的提出義務化の対象法人を源泉徴収票等30枚以上に要件引下げ予定（R6税制改正）

eLTAXを通じた申告・申請等に係る対象手続の拡大

○ eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた申告・申請等は、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大。従前、地方税法令上、対象手続を個別に規定していたが、令和4年度税制改正において、全ての申告・申請等の手続について、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講じた。

○ 実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大し、納税者の利便性等を向上。

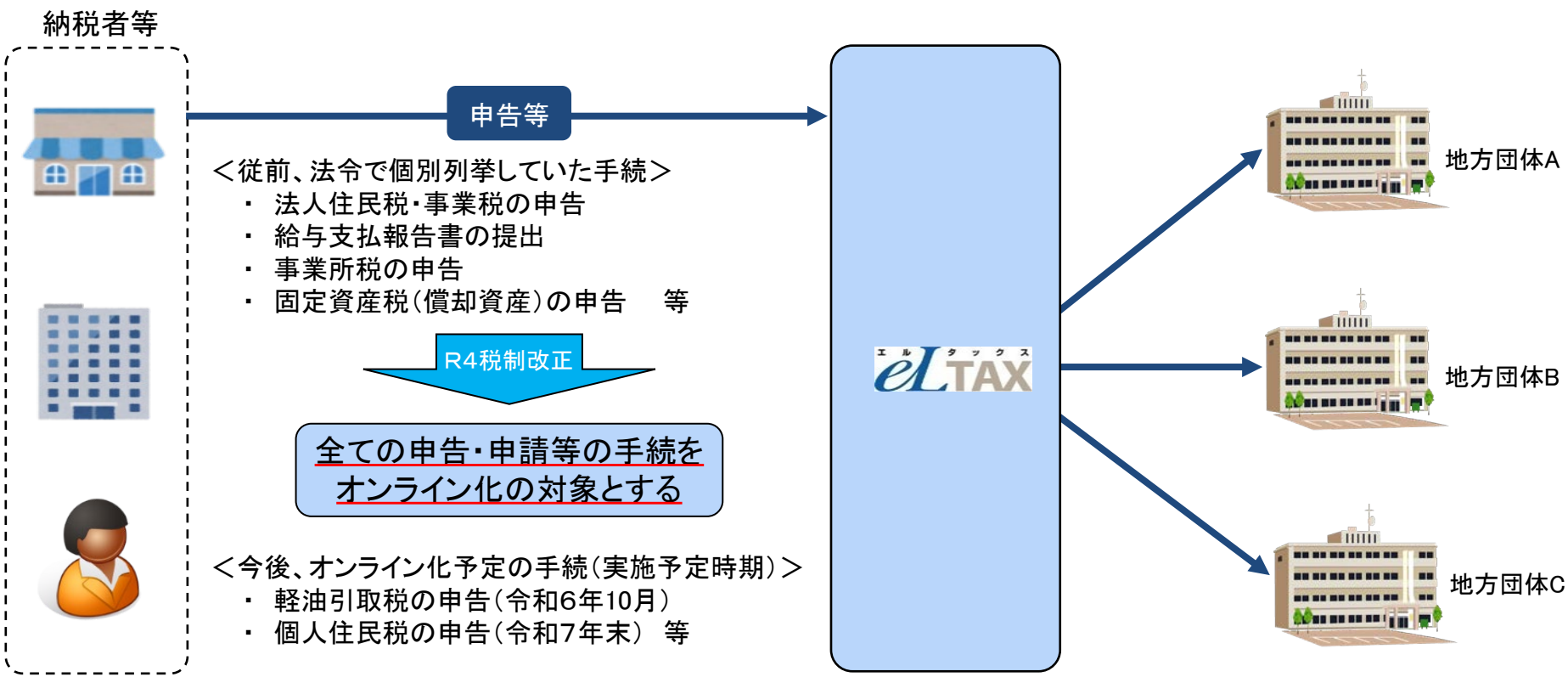

３．納付のデジタル化

地方税共通納税システムについて

○　令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。

○　令和5年4月から、対象税目を全税目に制度拡大。あわせて納付手段についても従来の金融機関経由のインターネットバンキング及びダイレクト納付（口座引落し）に加え、クレジットカードや地方税統一QRコード（eL-QR）を活用したスマートフォン決済アプリ等による納付も可能となった。

＜主なメリット＞

納税者

■　対象税目について、全ての地方団体に対して、様々な納付手段による電子納税が可能

■　合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

■　窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減

■　領収済通知書の処理に係る負担軽減

■　eL-QR対応金融機関であれば、全地方団体のeL-QR付納付書の取扱いが可能

地方団体

■　納付・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため消込作業の効率が向上

■　個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能

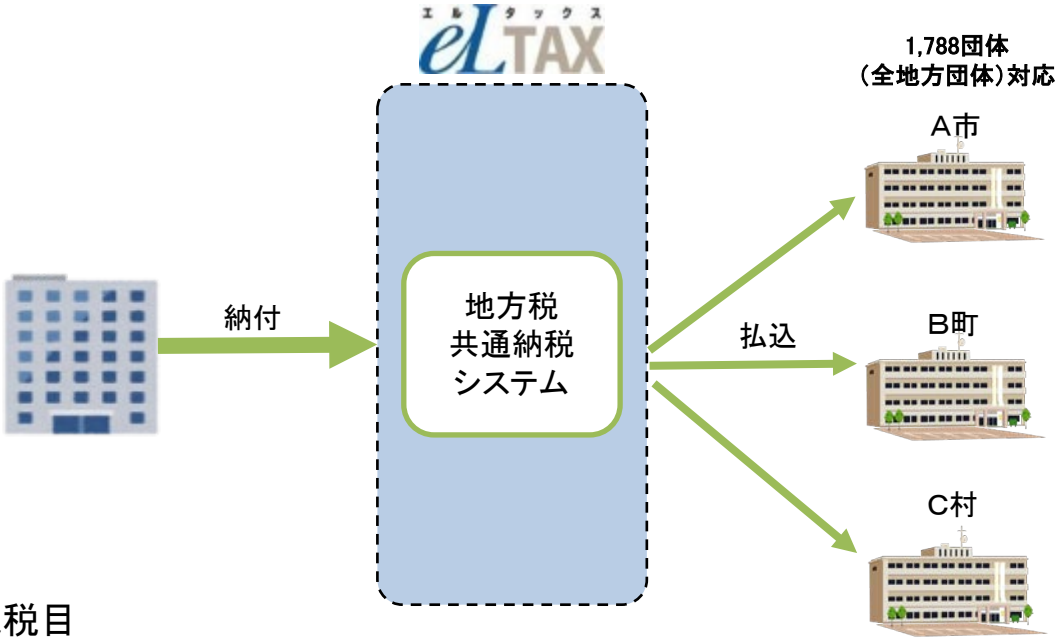

■ 対象税目

令和元年10月から		令和3年10月から		令和5年度から
○法人住民税・事業税 ○個人住民税 （給与所得・退職所得に係る特別徴収） ○事業所税	＋	○個人住民税 （利子割・配当割・株式等譲渡所得割）	＋	○固定資産税・都市計画税 ○自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割） ○地方たばこ税・ゴルフ場利用税・入湯税・宿泊税　等

※地方税法令上、全ての税目に拡大

地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

○ 令和5年4月から、個人の納税者に馴染みの深い賦課課税税目（固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割※）の納付に「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入。

※ 不動産取得税、個人事業税、個人住民税（普通徴収）など他の税目についても、可能な限り活用

○ 納付手段についても、金融機関経由のダイレクト納付（口座引き落とし）やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。

○ 従来の金融機関等の窓口における収納においても、eL-QRによる事務処理ができるようになり、事務が簡素化・効率化。

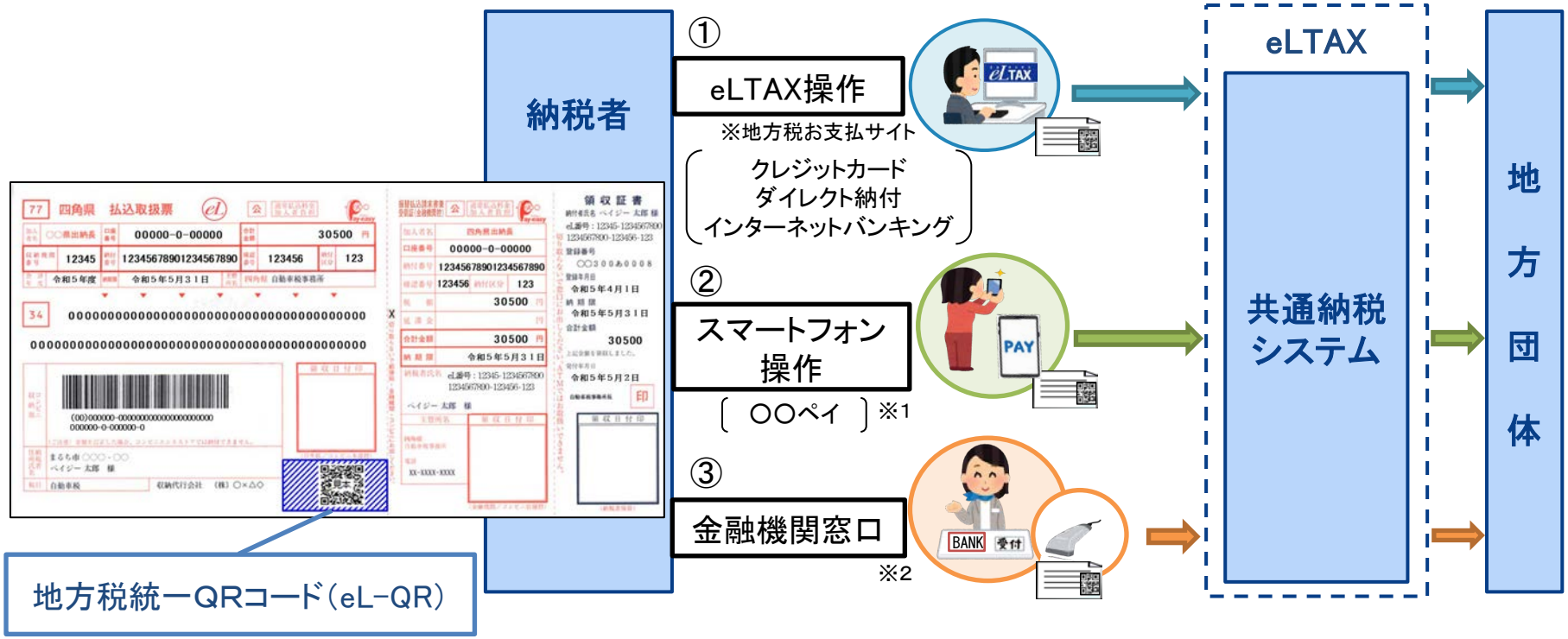

※1：利用可能なスマートフォン決済アプリ：R5.12月時点で、23のアプリが対応
※2：eL-QR対応可能金融機関：都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・労働金庫等485機関（R6.4月時点）
※3：eL-QR活用地方団体：1,779団体（47都道府県、1,732市区町村）（R6.1.1時点）

地方税の納付に係るeLTAXの利用件数の推移（税目別）

○ 地方税統一QRコード（eL-QR）導入により、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割等の対応が可能になり、令和5年度の利用件数が増加している

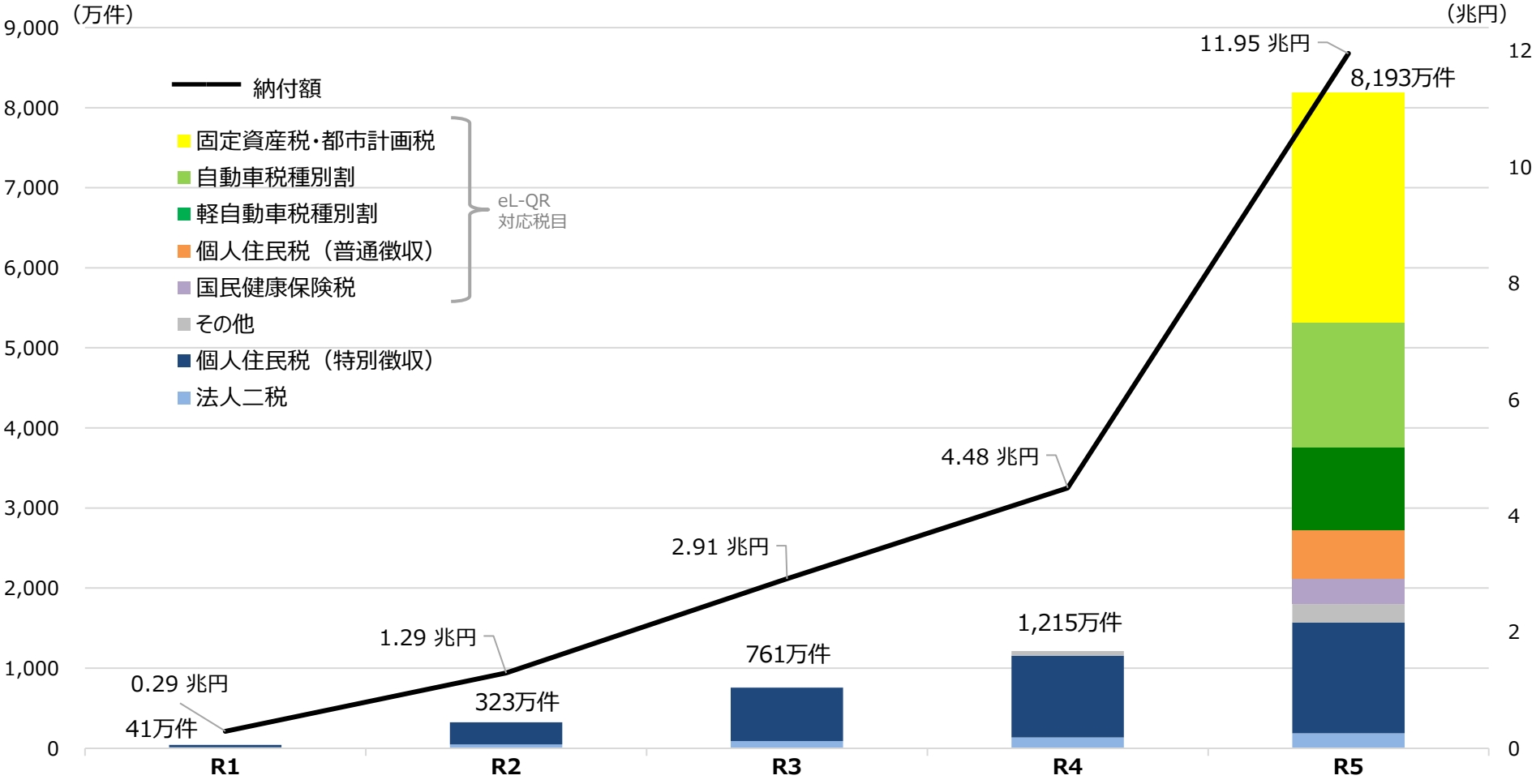

- 令和元年10月から、「地方税共通納税システム」（対象税目は法人二税、個人住民税（特別徴収）、事業所税）が稼働
- 令和３年10月から、個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割（金融三割）に対応
- 令和５年１月から、自動車税種別割・環境性能割（OSS）、軽自動車税環境性能割（OSS）に対応
- 令和５年４月から、eL-QR導入により、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割に対応
  （これら四税目以外にも、確定税額の格納が可能である税目はeL-QRでの納付に対応）
- 令和５年10月から、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税・宿泊税に対応

地方公金に係るeLTAX経由での納付

○　eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、今国会で審議中の地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置を講ずる。

※　地方自治法の一部を改正する法律（案）の施行の日から適用。

■ eLTAXを通じた電子納付（イメージ）

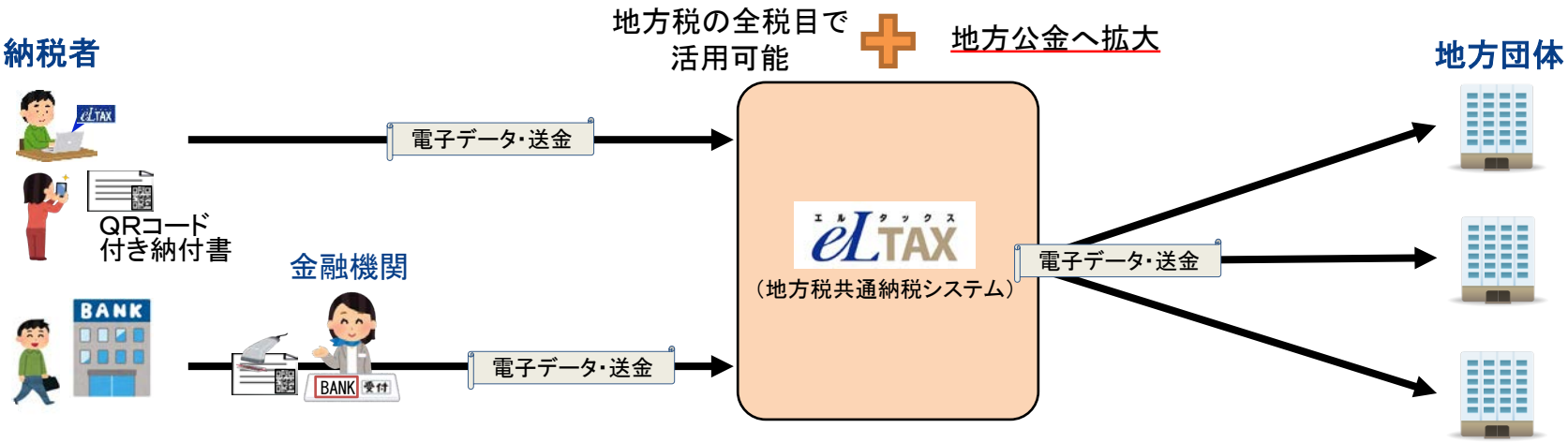

■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目

令和元年10月から

- ○法人住民税・事業税
- ○個人住民税
  （給与所得・退職所得に係る特別徴収）
- ○事業所税

＋

令和3年10月から

- ○個人住民税
  （利子割・配当割・株式等譲渡所得割）

＋

令和5年度から

- ○固定資産税・都市計画税
- ○自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）
- ○地方たばこ税・ゴルフ場利用税・入湯税・宿泊税　等

＋

地方税以外の地方公金

- ・国民健康保険料
- ・道路占用料　等

※地方税法令上、全ての税目に拡大

４．地方税関係通知のデジタル化

地方税務手続の「デジタル完結」に向けて

○　納税者等の利便性向上のため、全ての申告等・納付の手続を対象として、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXでの対応を拡大しており、デジタル化が進展している。
○　今後、地方税関係通知（納税通知書等）についてeLTAXやマイナポータルを活用した電子的送付を実現し、地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。

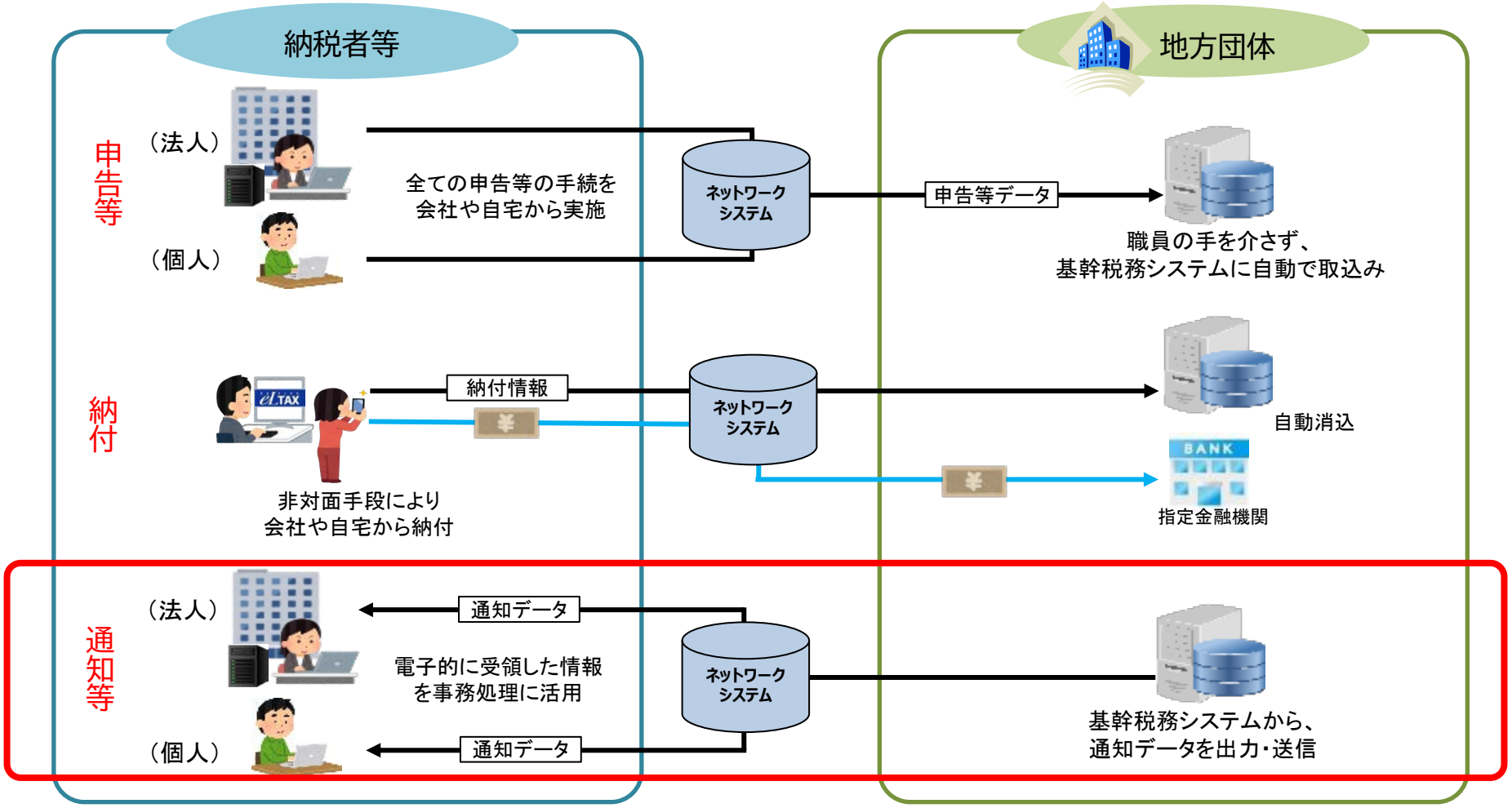

地方税の課税方法の特徴

■ 地方税の課税方法

地方税は、全体の課税件数のうち、賦課課税税目が9割以上を占める。

※**賦課課税**…**課税側（市区町村、都道府県）が**、課税対象について調査（固定資産税の評価などを含む）し、**税額を決定し、納税者に通知**することで課税するもの。

※申告納付…納税者側が、納付すべき税の税額などについて申告し、あわせてその申告に係る税を納付するもの。

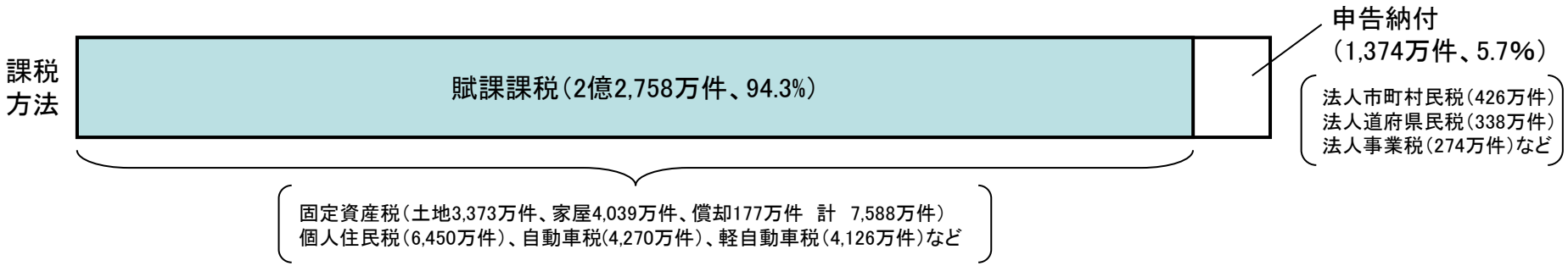

（注）1. 賦課課税には、個人住民税特別徴収（税の徴収について便宜を有する者（給与支払者等）を特別徴収義務者とし、その者に納税者から税金を徴収させ、税を納入させるもの）によって徴収するものが5,396万件（22.4%）存在する。
2. 令和4年度課税状況調などのデータを踏まえて推計している（地方消費税、法定外税については、含まない）。
3. 固定資産税は、免税点以上の納税義務者数を課税件数とした。
4. 申告納付には、特別徴収義務者に申告納入させる税目を含む。なお、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、納入申告書数を課税件数とした。

■ 地方税（賦課課税税目）におけるデジタル化

○ 賦課課税税目の**電子納付**に当たっては、課税の前段階で電子申告等により納税者側から必要な情報が送られ、それに紐付けて納付することが可能な**申告納付税目とは異なり、電子納付の情報を地方団体側の課税情報と適切に紐付けて処理すること等が必要**となる。

○ 賦課課税税目の**地方税関係通知（納税通知書等）**は、納税者等からの申告等に基づかず、一方向的に送付するものであるため、そのデジタル化に当たっては、**申告納付税目における通知のデジタル化とは異なる仕組みが必要**となる。

納税通知書等のデジタル化

○　地方団体から納税者等に送付する「地方税関係通知」のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

■納税通知書等のデジタル化（イメージ）

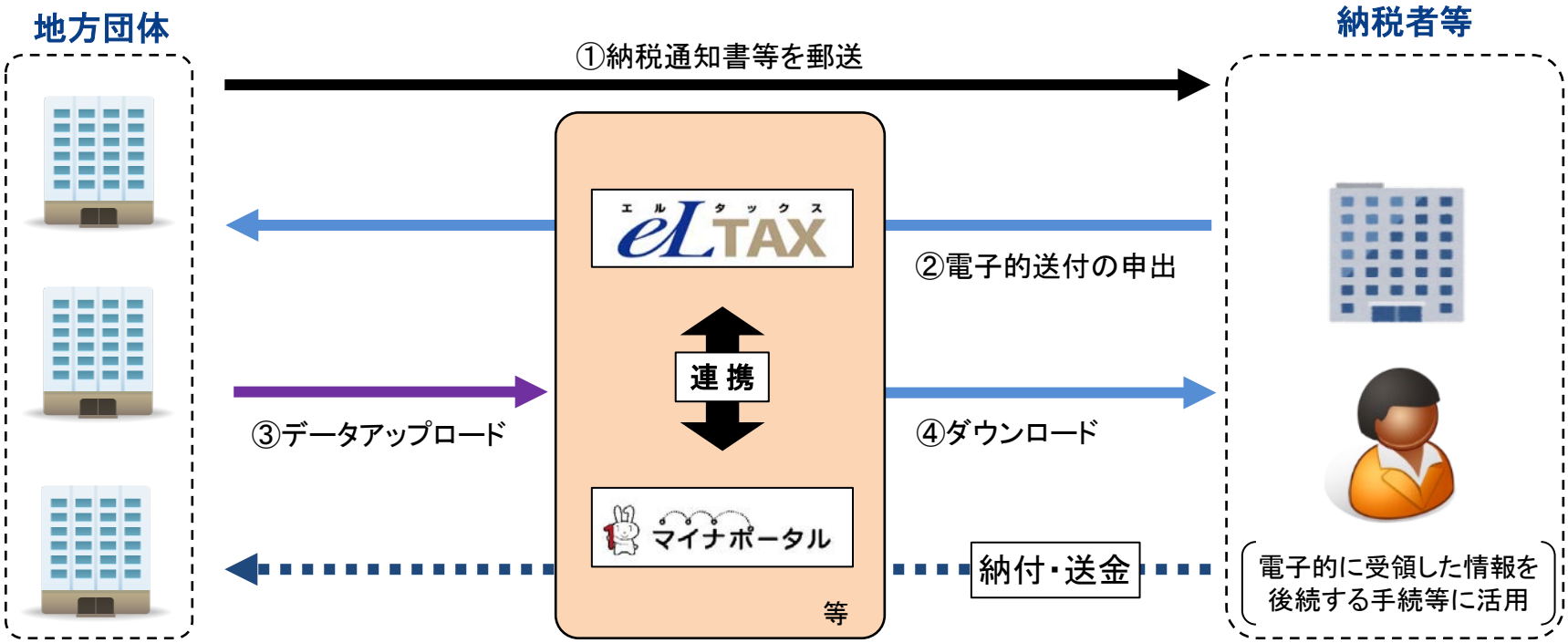

※「納税通知書等」は、納税通知書（課税明細書を含む）及びそれに付随する納付書

５．国税との情報連携

国税との情報連携

現状

○　平成23年以降、eLTAXを通じた国税・地方税間の情報連携の対象項目を順次拡大しており、
- 国税庁から地方団体に対して、所得税・法人税の申告書や法定調書の一部※
- 地方団体から国税庁に対して、扶養是正情報等

をデータ連携。

※　所得税確定申告書、法人税申告書（適用額明細書を除く）、源泉徴収義務者情報、給与・年金の源泉徴収票　等

源泉徴収票の提出方法等の見直し（令和5年度税制改正）

○　給与所得の源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書に揃えて拡大した上で、地方公共団体に給与支払報告書の提出があった場合には、その従業員について、国への給与所得の源泉徴収票の提出があったものとみなすこととし、地方公共団体は、提出された給与支払報告書データ（書面又は光ディスクに係るもの）を国へデータ連携する（eLTAX提出分は国税へ即時連携）。

※　公的年金等についても同様

※　上記の見直しは、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用

※　現状、給与等の支払者は次の書類をそれぞれ次の者に提出

①　給与所得の源泉徴収票：国（具体的には、給与等の支払者を所轄する税務署）及び従業員

②　給与支払報告書　　：従業員の居住地の地方公共団体

国税・地方税の情報連携の拡充

○　eLTAX及び国税情報システム（KSK及びe-Tax）の次期更改時期（令和８年度）を見据えて、国税からeLTAXを通じて送付される申告書や法定調書等の連携対象情報の範囲拡大等を検討。

※　例えば、確定申告書について、e-Tax・書面提出分に関わらず全データを連携可能とする方向で検討